

雇用調整助成金以外の雇用の維持の方法について
ご存じですか・・・？

『在籍型出向』に関する オンライン説明会

参加費
無料

- 在籍型出向は何から始めればいいかわからない・・・
 - 労務管理など手間がかかりそう・・・
- などといったマイナスな考えを払拭し、コロナ禍における雇用の維持の方法として在籍型出向を考えてみませんか？

日 時

令和4年 **10月4日(火)** 14:00~15:30

内 容

◆在籍型出向について

講師：田村 真一 氏
(公財) 産業雇用安定センター 長崎事務所 所長

◆産業雇用安定助成金について

講師：伊原 宏 氏
長崎労働局 職業対策課 事業主支援アドバイザー

◆『在籍型出向』を実際に活用した県内事業所の事例発表

◆長崎県が実施する在籍型出向への支援事業紹介

開催方法・申込方法

開催方法：オンライン (WebEX) 開催前日を目安に参加URLを送付します。

申込方法：裏面申込書に必要事項を記入し F A X (095-895-2582)

申込期限：令和4年9月30日 (金)

問合せ
申込先



長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL:095-895-2714 FAX:095-895-2582

主催：長崎県 共催：長崎県在籍型出向等支援協議会、長崎労働局

■ 在籍型出向とは

出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。

- ◎コロナが同業種の企業の景況に影響を与えていることから異業種の企業へ出向している事例が見られます。
- ◎大企業だけでなく、規模の小さな企業であっても出向に取り組んでいる事例があります。

■ 産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「出向」により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するもの。

	助成率	
	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4 / 5	2 / 3
上 限 額	12,000円/日	

在籍型出向に関するオンライン説明会参加申込書 FAX:095-895-2582

- ◎Web受講はインターネットに接続可能なパソコン、スマートフォン、タブレットで受講いただけます。案内メールを送信しますので、添付ファイルの閲覧が可能なメールアドレスを記載してください。
- ◎タブレットやスマートフォンからの参加については、アプリ（WebEx：無料）のインストールが必要です。
- ◎操作方法については、別途メールにてお知らせいたします。
- ◎参加者情報については、説明者と共有させていただきます。

★記入欄

受 講 端 末	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> スマートフォン(iPhone) <input type="checkbox"/> スマートフォン(Andoroid)
現在ご検討中の内容	<input type="checkbox"/> 人材送り出し <input type="checkbox"/> 人材受け入れ <input type="checkbox"/> その他
企 業 名	
企 業 所 在 地	
担 当 者 名	
E-mail(必須)	
電 話 番 号	